

# 渋川地区市町村任意合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、渋川地区市町村任意合併協議会規約第17条の規定に基づき、渋川地区市町村任意合併協議会(以下「協議会」という。)の会長、委員及び監査委員(以下「協議会委員等」という。)の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 協議会委員等の報酬は、日額6,100円とする。ただし、次の各号に定める職にある協議会委員等については、これを支給しない。

- (1) 渋川市、伊香保町、小野上村、子持村、赤城村、北橋村(以下「6市町村」という。)の長、助役その他常勤職員
- (2) 6市町村の議会の議員
- (3) 群馬県の常勤職員
- (4) 群馬県の議会の議員

(費用弁償)

第3条 協議会委員等が、協議会の職務を行うために出張したときは、費用弁償として会長の属する市、町又は村の規定により市町村長がこれを行うときの例により支給する。

(参与への準用)

第4条 協議会参与の報酬及び費用弁償については、前2条の規定を準用する。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、会長の属する市、町又は村の例によるものとする。

附 則

この規程は、平成15年10月5日から施行する。